



# 建設の安全 ● 号外 ●

平成20年度

## 建設業年末年始労働災害防止強調期間実施要領

平成20年12月1日～平成21年1月15日

◆主唱：建設業労働災害防止協会 後援：厚生労働省・国土交通省

+



建設業  
年末年始  
労働災害防止  
強調期間

2008  
12.1  
2009  
1.15



宮本 真希

無事故の歳末  
明るい正月

無事故の歳末  
明るい正月

建設業労働災害防止協会

# 会長メッセージ

平成20年度の建設業年末年始労働災害防止強調期間を迎えるにあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

建設業における労働災害は、会員の皆様をはじめ関係各位のたゆまぬご努力により、長期にわたって減少を続けており、10月7日現在の速報値では、死亡災害が過去最少となった昨年の同時期より、さらに20人減少し290人となっております。

しかしながら、一度に3人以上の死傷者を伴う重大災害は1件増加し60件、その死亡災害も14人増加し27人となっております。また、墜落・転落による死亡災害は119人で、建設業全体の41.0%、建設機械等によるものも37人で12.8%と、依然として高い割合を占めております。

この状況を重く受け止め、死亡災害の絶滅に向け、着実な前進を図ることが重要であり、当協会が示した「建設業労働災害防止規程」等を踏まえ、墜落・転落災害等の三大災害防止に重点をおいて対策を強化する必要があります。

また、「リスクアセスメント」を確実に実施し、職場におけるリスクの低減を図るとともに、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）」を確立し、体系的な安全衛生管理活動を進め、安全衛生水準の一層の向上に努めることが重要であります。

このため、当協会では、「リスクアセスメント」や「COHSMS」に関連した各種安全衛生教育等をより一層積極的に推進し、建設企業への円滑な導入を図る所存でありますので、関係各位の一層のご協力をお願い申し上げます。

さて、極めて厳しい経営環境のもと、これから迎える年末年始は、工事の輻輳化と無理な工程管理が重なって労働災害の多発が危惧されておりますが、いかなる状況であっても労働災害はあってはならないものであります。

このため当協会では、毎年、12月1日から1月15日までの期間を「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、この期間中の労働災害防止活動を積極的に推進することとしており、今般、本実施要領を作成いたしました。

会員各位におかれては、これを参考に店社等の実情に即した安全衛生計画を作成し、経営トップをはじめ関係者が一体となって実効ある労働災害防止活動を展開されますようお願い申し上げます。

会員各位が無事故で明るい新年を迎えられますよう祈念し、ご挨拶といたします。

平成20年11月

建設業労働災害防止協会  
会長 銭 高 一 善

## I 趣 旨

年末年始には、工事の輻輳化等により、労働災害が多発する傾向にある。したがって、これに対処するため、建設業労働災害防止協会の主唱、厚生労働省・国土交通省の後援により、本年12月1日から平成21年1月15日までを「建設業年末年始労働災害防止強調期間」と定め、「無事故の歳末 明るい正月」のスローガンのもとに、労働災害防止の徹底を図るための運動を展開するものとする。

このため、本期間を契機として、経営トップをはじめ関係者は、安全衛生水準の一層の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携のもとに効果的な安全衛生管理活動を実施するものとする。

特に、労働災害のより一層の減少を図るためには、リスクアセスメントの実施並びに「計画・実施・評価・改善」のいわゆるPDCAサイクルによる安全衛生水準の向上を図ることが重要であることから、引き続き「建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）」の推進を図るものとする。

## II スローガン

### 「無事故の歳末 明るい正月」

## III 会員が実施する事項

年末年始に発生する労働災害の要因として、工事の輻輳化、厳しい工程の要請による休日労働や時間外労働による疲労、作業手順を省略した不安全行動、機械設備等の安全点検の不足等の安全衛生管理の不徹底がある。また、休暇後の年始に安全作業の体制が整わないことなども考えられる。

したがって「施工管理体制の強化」、「作業員の健康状態の把握と適正な配置」等を行い、無理な作業の排除に努め、さらに休憩設備等職場環境を整備し、次の重点事項を基本にして、店社及び作業所の実態に即した項目を選定して実施計画を作成し、店社と作業所が一体となって積極的に展開するものとする。

また、労働災害防止の実効を図るため、リスクアセスメントを確実に実施するものとする。

## IV 重点事項

実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」及び「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策（P10～32）」等を活用する。

(※「建設業労働災害防止規程」及び「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」は、当協会ホームページ(<http://www.kensaibou.or.jp/>)でご覧いただけます)

### 1 経営首脳者等による特別安全パトロールの実施

### 2 作業所閉所中における保安対策の確立

- (1) 年末年始休暇中の緊急連絡体制の確立
- (2) ガードマン等による現場巡回の実施
- (3) 第三者の立入禁止措置の徹底

### 3 三大災害（墜落・転落災害、建設機械・クレーン等災害、倒壊・崩壊災害）防止対策の徹底（※「平成20年度建設業労働災害防止実施計画」及び「資料1」等を参照）

### 4 解体・改修工事の災害防止対策の徹底

- (1) コンクリート造の工作物（その高さが5 m以上のものに限る）の解体又は破壊の作業について、コンクリート造の工作物の解体等作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) コンクリート造等の工作物の解体等作業について、構造物の状況等の調査に基づく作業計画の策定とこれに基づく作業の実施
- (3) 感電災害防止のため、活線作業を禁止し、安全ブレーカーを落しての検電器による非活線であることの確認の徹底
- (4) ガス管等の公共施設の切断にあたり、図面確認及び各施設管理者立会いによる作業の実施

### 5 交通労働災害防止対策の徹底

- (1) 運転者に対する交通安全教育、長時間継続した運転の禁止等の交通安全管理の実施
- (2) マイクロバス等の通勤使用について、安全な通勤経路の選定、所要時間を考慮した運行計画の作成、作業終了後の運転に対する休養の配慮

- (3) 工事用車両等の運行について、事前の運行経路の選定等計画的な実施
- (4) 運転開始前点検の確実な実施
- (5) 飲酒運転の厳禁
- (6) 最大積載量を超えた積載の禁止
- (7) 運転中の携帯電話使用禁止の徹底
- (8) 運転者の定期健康診断の実施状況及び運転前の健康状態の把握

## 6 火災・爆発等災害の防止対策の徹底

- (1) 火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、使用中及び使用後の点検と確認の励行
- (2) 火気を使用する作業に際しての消火器、防火用水、砂等の適切な配置
- (3) 引火物、爆発物等の保管場所の指定、危険物の表示及びその付近での火気使用の厳禁
- (4) メタンガス等の可燃性ガスの発生するおそれのある場所でのガス濃度の測定、その結果に基づく爆発防止対策の徹底
- (5) 溶接・溶断作業等の周囲の可燃物の整理、防災シート等による火災防止対策の徹底
- (6) ウレタンフォーム等を使用する断熱工事における火気管理の徹底
- (7) 附属寄宿舎における警報設備、消火設備、避難設備等の点検・整備、火気管理の徹底
- (8) 現場の防火訓練及び避難訓練の実施

## 7 不安全行動による災害防止対策の徹底

- (1) 「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」、「グーパー運動」等の積極的な実施
- (2) リスクアセスメントを取り入れた作業手順の周知徹底
- (3) 「近道・省略行為」防止の徹底
- (4) 「送り出し教育」、「新規入場者教育」等の安全衛生教育の徹底

## 8 公衆災害防止対策の徹底

- (1) 仮囲い、保安柵、保安灯及び工事標識等の保安施設等の設置
- (2) 現場付近に適切な誘導者等の配置、養生シート、仮囲い、柵、朝顔等の設置及び通路面の清掃等の励行
- (3) 工事着工に際し、地下埋設物の破損による事故防止のため、発注者、埋設物管理者等との十分な連絡、調整と万全な対策の実施
- (4) 著しい騒音、振動、水質汚濁等を発生する作業についての必要な測定の実施、その結果に基づく使用機械の変更、工法の改善等の措置の実施
- (5) 建築物の解体工事における倒壊等の事故防止対策の徹底
- (6) 北風等の突風による資材等の飛散防止対策の徹底

## 9 積雪・雪崩災害防止対策の徹底

- (1) 積雪、凍結等により足場等が滑りやすい場合の安全帯を使用した除雪の実施
- (2) 積雪地での雪崩・崩壊等による危険を防止するため立入禁止、監視人の配置等を実施
- (3) 作業現場への往復通路は、できるだけ積雪・雪崩・凍結箇所・谷・急斜面を避けた安全経路を選定
- (4) 寄宿舎、事務所等の雪崩・崩壊等のおそれのない場所への設置
- (5) 非常時の連絡、避難等の方法等の関係者への周知徹底、適宜、訓練の実施

## 10 酸素欠乏症等防止対策の徹底（※資料1「酸素欠乏症等の防止」等を参照）

## 11 有機溶剤中毒予防対策の徹底（※資料1「有機溶剤中毒の予防」等を参照）

## 12 一酸化炭素中毒防止対策の徹底（※資料1「一酸化炭素中毒の防止」等を参照）

## 13 石綿障害予防対策の徹底

- (1) 石綿含有建材等の解体等の作業について作業主任者の選任とその指揮による作業の実施
- (2) 石綿含有建材等の解体等の作業に就く作業員に対する特別教育の実施
- (3) 石綿含有建材等の解体等の作業における石綿ばく露防止対策の徹底

## 14 健康管理の徹底

- (1) 作業員の健康状態の把握と心身両面にわたる健康づくりの実施
- (2) 過重労働等による健康障害の防止のための医師による面接指導等の実施

## 1. 墜落・転落災害の防止

(1) 足場の組立て解体等作業や鉄骨組立て作業等の高所作業については、必ず**作業主任者を選任**し、その直接指揮により行う。

(2) 高さ2m以上の箇所（作業床端、開口部等を除く）で墜落のおそれがある次の作業は、**作業床**を設ける。

ただし、作業床を設けることが困難な場合には、**安全ネットを張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落防止措置を講じなければならない。**

- ① 鉄骨の組立ての作業
- ② 足場の組立て、解体又は変更の作業
- ③ 足場における作業
- ④ 屋根上における作業
- ⑤ 法面等における作業
- ⑥ その他墜落により作業者に危険を及ぼすおそれのある作業

(3) 高さが2m以上の箇所で、次の作業を行う場合には、**安全ネットを張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落防止措置を講じなければならない。**

- ① 開口部等における手すり、囲い、覆い等の取り付け若しくは取り外しの作業又は防護設備を取り外して行う作業
- ② つり足場における作業
- ③ 一側足場における作業
- ④ 足場において、手すりを取り外して行う作業
- ⑤ 足場において、手すりを設けることが著しく困難な作業

(4) 前述(3)項の作業を行う場合には、あらかじめ**作業指揮者を指名**し、その直接指揮により作業を行うとともに、次の事項を行わせる。

- ① その日の作業を開始する前に、安全帯の取付設備に異常がないことを確認すること。

② 作業者が安全帯を適切に使用していることを確認すること。

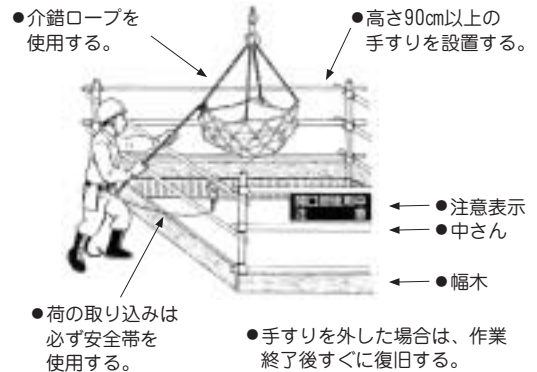
③ 作業者が保護帽及び安全靴等の安全な履物を着用していることを確認すること。

④ 開口部等の防護設備を取り外して作業を行う場合は、当該作業の休止時又は終了時に防護設備が元の状態に復していることを確認すること。

(5) 作業者に安全帯を使用させて作業を行う場合には、安全帯の取付設備を設け、その設置場所、使用方法等を関係作業者に周知する。

(6) 高さ2m以上の**作業床の端、開口部等**で墜落の危険のおそれのある箇所は、手すり、囲い、覆い等を設け、標識等で注意を喚起する。

## ●開口部周辺の作業



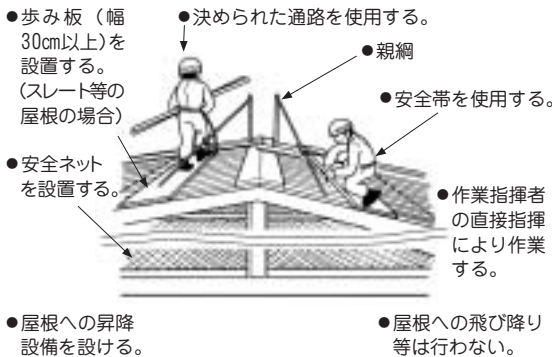
(7) 足場の組立てでは、「**手すり先行工法**」の導入に努める。

(8) **移動式足場（ローリングタワー）**には、昇降設備及び手すりを設け、使用させ、脚輪のストッパーを掛ける。作業者を乗せたまま移動させない。

(9) **移動はしご**は、幅30cm以上とし、滑り止め装置の取り付け、転位防止の措置（上部の固定又は下部の抑え）をする。はしごの上端は60cm以上突出させる。

- (10) 脚立は、脚と水平面との角度を75度に保つための金具等を備え、十分な面積を有する踏み面があるものを使用させる。
- (11) 昇降時に手がかりのある**可搬式作業台**を活用する。
- (12) こう配が31度（6/10こう配）以上の屋根の上において作業を行う場合は、屋根足場を設置し、幅20cm以上の作業床を2m以下の間隔で設ける。

### ●スレート等の屋根上の作業



- (13) 墜落のおそれがある作業で**強風、大雨、大雪等の悪天候**のため危険が予測されるときは、作業を中止する。また、再開時には、点検を実施する。

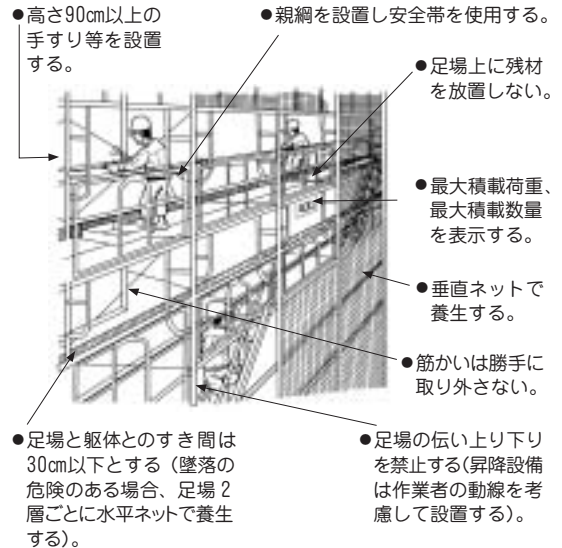
「強風」・10分間の平均風速が毎秒10m以上の風をいう  
「大雨」・1回の降雨量が50mm以上の降雨をいう  
「大雪」・1回の降雪量が25cm以上の降雪をいう  
「中震以上の地震」・震度階級4以上の地震をいう  
（昭和34年2月18日基発第101号）

- (14) 足場における作業（前述(3)項の作業及び足場の組立て、解体又は変更作業を除く）を行う場合には、あらかじめ、**作業指揮者を指名**し、その直接指揮により作業を行うとともに、次の事項を行わせる。
- ① 作業者が、安全帯を適切に使用していることを確認すること。
  - ② 作業者が、保護帽及び安全靴等安全な履物を着用していることを確認すること。
  - ③ 足場からの材料、工具等の落下を防止するため、足場上の整理整頓の状況を確認す

ること。

- ④ 足場の作業床に載せてある物が表示された最大積載荷重等を超えていないことを確認すること。

### ●足場上の作業



- (15) 高所作業については、作業手順を事前に定め、その内容を作業者に周知徹底する。
- (16) 木造建築物等の建方作業を行うときは、**足場先行工法**により安全な作業床を確保する。

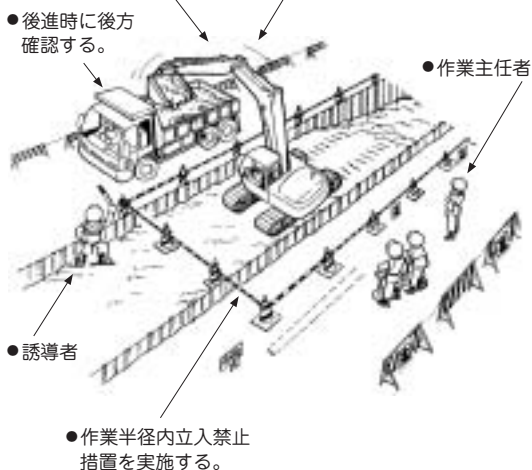
## 2. 建設機械・クレーン等災害の防止

### 1. 車両系建設機械による災害の防止

- (1) 車両系建設機械による作業は、作業場所の地形、地質、埋設物等の状態等を調査し、その結果によって機械の種類、能力、運行経路、作業の方法等を盛り込んだ作業計画を定め、それに基づいて行う。
- (2) 作業場所は、運行経路を含めて関係者以外の立入禁止の措置を講じる。やむを得ず作業者を立ち入らせる場合には、誘導者を配置する。
- (3) 誘導者を配置するときは、一定の合図を定め、その合図により誘導を行わせる。

## ●バックホウを使用する作業

- 機械の運転は、有資格者が行う。
  - 機体重量 3 t 以上
    - 技能講習修了者
  - 同 3 t 未満
    - 特別教育修了者等
- 車両系建設機械は、作業開始前点検、特定自主検査及び定期自主検査等を定期に実施する。



(4) 転落のおそれがある路肩での運転は、誘導者を配置して、その者の誘導により運転させる。

(5) 車両系建設機械の構造上定められている能力及び安定度を超過して作業させない。

(6) 車両系建設機械は、作業の性質上やむを得ない場合で、かつ、専用のつり上げ器具等を取り付けたもので制限荷重以下の重量でなければ、荷のつり上げ等の主たる用途以外の作業に使用してはならない。

(7) 車両系建設機械をトレーラ等に積み込む作業は、平坦で堅固な場所で行うとともに、道板のかけ渡し角度は15度以下にし、滑り等による事故を防止するほか、移送中に荷台からずれたり、滑ったりしないようワイヤロープ、チェーン等で荷台に固定させる。

## 2. クレーン等による災害の防止

(1) 玉掛け作業を含む荷の運搬作業については、作業編成、作業分担、クレーン等の種類及び能力、玉掛け用具、合図等を盛り込んだ作業計画を定め、それに基づいて行う。

(2) 2人以上の作業員により玉掛け作業を行う場合は、あらかじめ玉掛け作業責任者を指名

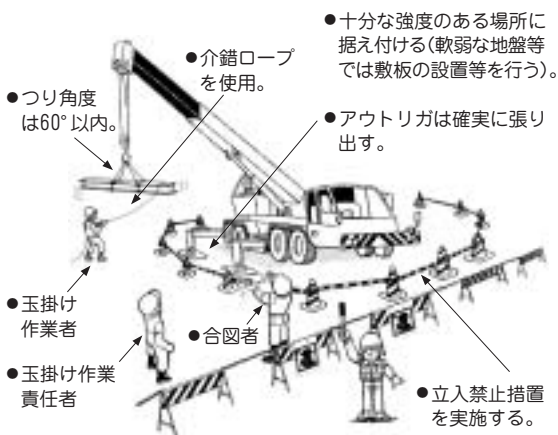
し、その直接指揮により作業を行う。

(3) 玉掛け作業等を行うときは、作業開始前の打合せを行い、作業の概要及び作業の手順について全員に周知徹底する。

## ●移動式クレーンを使用する作業

- 移動式クレーンの運転は有資格者が行う。
  - つり上げ荷重 5 t 以上—免許取得者
  - 同 1 t 以上 5 t 未満—技能講習修了者等
  - 同 1 t 未満—特別教育修了者等
- 玉掛けは有資格者が行う。
  - つり上げ荷重 1 t 以上—技能講習修了者
  - 同 1 t 未満—特別教育修了者等

●つり荷の下等の危険区域に入らない。



(4) 安全装置、外れ止め等は、構造規格に適合したものを備え付け、運転にあたっては、その機能を停止させないようにする。

(5) つり荷の落下防止のため、定格荷重を明示し、適正な玉掛けを励行し運転者と合図者との連携を密にするとともに、無理な運転の禁止等の徹底を図る。

(6) 架空電線等のある場所での作業は、感電防止のため、周囲の状況を確認し、電路の移設、防護等を行い、監視人を配置する。

## 3. 倒壊・崩壊災害の防止

### 1. 倒壊災害の防止

(1) 足場・型枠支保工等の仮設構造物の設計にあたっては、特に、水平方向の安全性を十分

に考慮して、荷重及び外力を計算し、これに耐えられる強度を確保する。

- (2) 特にスライディング積層足場については、落下防止のための措置を講ずること。
- (3) 仮設構造物を組立てるときは、作業中の墜落、部材の落下、構造物の倒壊等を防止するため、作業の方法、順序等についての作業計画をあらかじめ定め、それに基づいて組立てる。
- (4) くい打機等の組立て又は作業中は、倒壊を防止するため、作業の方法、作業手順を定めて行う。
- (5) 型枠支保工を組立てるときは、組立図を作成し、それに基づいて行う。
- (6) 型枠支保工の組立て等の作業は、型枠支保工の組立て等作業主任者を選任し、その直接指揮により行う。
- (7) 建設物の骨組み、塔、型枠支保工、足場の組立て、解体又は変更の作業、金属製の部材、コンクリート造の橋梁の上部構造の架設、解体又は変更の作業には、関係者以外の立ち入りを禁止し、強風、大雨、大雪等の悪天候のときは作業を中止する。
- (8) 足場及び型枠支保工には、壁つなぎ、控え、筋かい、水平つなぎ等を十分に設ける。
- (9) 型枠支保工については、コンクリートの打設方法の検討及び各部材の点検を行い、必要な措置をとる。

## 2. 崩壊災害の防止

- (1) 小規模な溝掘削を伴う上下水道等工事では、**土止め先行工法**により工事を実施する。
- (2) 地山の掘削は、形状、地質、埋設物等を事前に十分調査し、その結果に基づいて工事の種類に応じた施工計画を立てる。
- (3) 地山の崩壊するおそれがある場合には、あらかじめ土止め支保工、ロックボルト、落石防止柵、防護網等を設け、また、作業員の立ち入りを禁止する。
- (4) 掘削面の高さが2 m以上となる地山の掘削作業は、地山の掘削作業主任者を選任し、その直接指揮により行うとともに、作業開始前及び作業中に、次のことを確認させる。
  - ① 掘削面が**安全なこう配**を保っていること。

- ② すかし掘りを行っていないこと。
- ③ 浮き石又は崩壊のおそれ、亀裂がないこと。
- ④ 掘削面の肩に接近して掘削した土砂又は資材等が置かれていないこと。等

### ●掘削面のこう配の基準

地山の種類	掘削面の高さ	掘削面のこう配(以下)
①岩盤又は堅い粘土	5 m未満	90°
	5 m以上	75°
②その他の地山	2 m未満	90°
	2 m以上5 m未満	75°
	5 m以上	60°
③ 砂	掘削面のこう配35°以下又は高さ5 m未満	
④発破等で崩壊しやすい状態になっている地山	掘削面のこう配45°以下又は高さ2 m未満	

- (5) 土止め支保工を組立てるときは、あらかじめ組立図を作成し、それに基づいて作業する。
- (6) 土止め支保工の切りばり、腹おこしの取り付け又は取り外しの作業は、土止め支保工作業主任者を選任し、その直接指揮により行う。
- (7) 土止め支保工は、設置後7日を超えない期間ごと、中震以上の地震後及び大雨等により地山が急激に軟弱化するおそれのある事態が生じた後に部材の損傷、変形等を点検する。
- (8) 明り掘削の作業開始前に、掘削面等の地山の法肩部付近のき裂、周辺地盤の陥没、湧水の発生、浮石の剥落等の状態を点検する。特に、大雨後及び中震以上の地震後は、念入りに点検する。

## 4. 酸素欠乏症等の防止

- (1) 下水道管、し尿汚泥等を収容する暗きょ、貯槽タンクの内部等の酸素欠乏等の危険箇所における作業は、酸素欠乏危険作業主任者を選任し、その指揮により行う。
- (2) 作業には酸素欠乏症又は硫化水素中毒の有害性の**特別教育**を行う。
- (3) 作業中は、酸素濃度が18%以上、かつ、硫化水素濃度が10ppm以下になるように換気を行う。
- (4) 酸素欠乏症又は硫化水素中毒にかかるおそれのある作業場所の入場及び退場の際、人員点呼の励行をするとともに関係者以外の立入

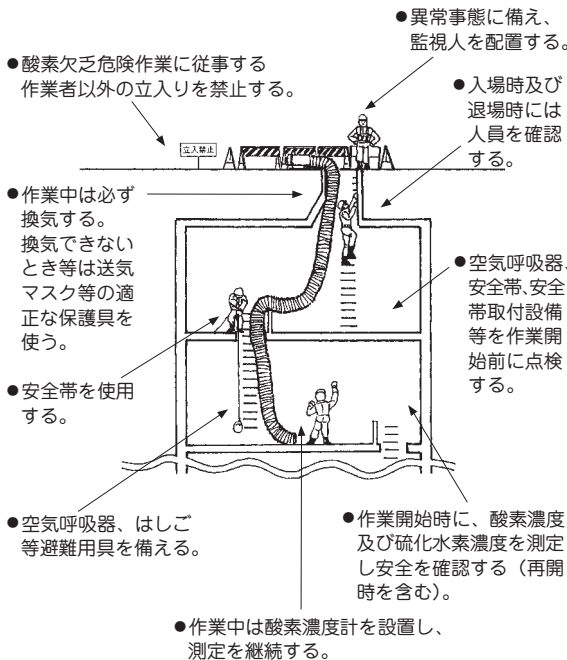


禁止の旨を見やすい箇所に表示する。

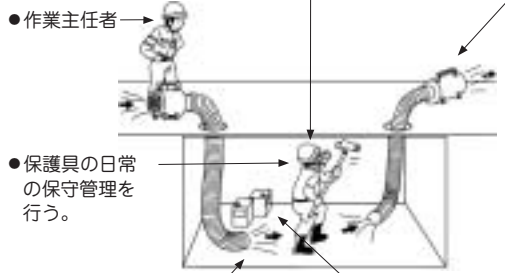
- (5) 圧気工事を施工する事業場は、地質の調査の結果及び施工状況に基づいて、圧気工事の影響を受けるおそれがある周辺の住民及び関係ある事業場に必要事項を連絡する等の危険予防の措置を行う。
- (6) 近接した場所で圧気工法による工事が行われる場合には、周辺の土質を調査し、当該作業所と連携して、危険防止の対策を講じる。

●酸素欠乏危険作業主任者を選任する。

- ・第1種酸素欠乏危険作業
  - 酸素欠乏危険作業主任者技能講習修了者
- ・第2種酸素欠乏危険作業
  - 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習修了者



- 有機ガス用防毒マスク又は送気マスクを使用する(酸素18%以下の場所では送気マスク等を使用)。
- 通風が不十分な場所では強制換気を行う。



- 換気が十分できない場所ではガソリンエンジン付きコンプレッサーは使わない。
- できるだけ危険有害性の少ない有機溶剤(例えば水溶性塗料)を使う。

- (5) 有機溶剤等を使用する作業場所(特に、浴室、タンク内等狭い場所)において警報装置を使用する。
- (6) 有機溶剤健康診断を実施し、健康管理を行う。また、この健康診断を受けた労働者に対し、遅滞なく、当該健康診断の結果を通知する。
- (7) 雇入れ時や日常、有機溶剤の危険有害性について、教育を実施する。

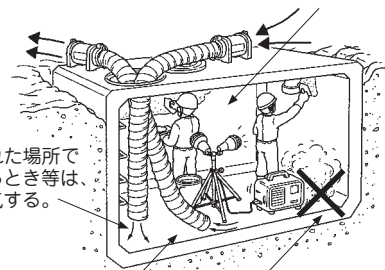
## 6. 一酸化炭素中毒の防止

コンクリート養生作業においてジェットヒーター等を用いるときは、一酸化炭素が発生しているため、養生場所には一酸化炭素濃度等の測定、十分な換気をした後でなければ立ち入らないようにする。

## 5. 有機溶剤中毒の予防

- (1) 有機溶剤作業主任者を選任し、その指揮により作業を行う。
- (2) 作業中に、作業員が有機溶剤に直接ばく露されないようにする。
- (3) 有機溶剤等の容器及び空容器の管理を適切に行う。
- (4) MSDS(化学物質等安全データシート)等を用いて使用する有機溶剤の危険有害性等を確認し、周知徹底する。

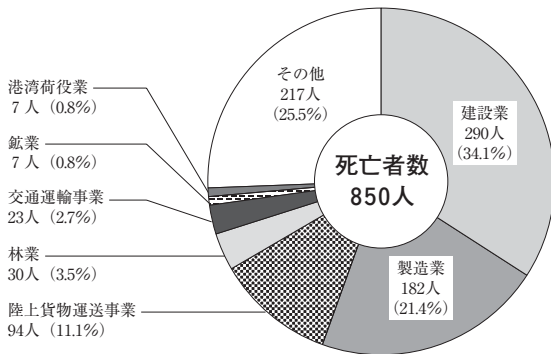
- 作業員に予防のための労働衛生教育を実施する。



# 資料 2

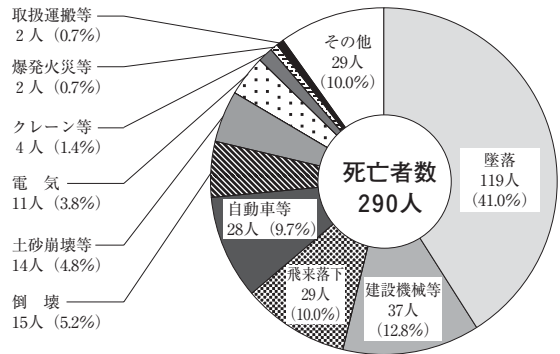
## 平成20年 建設業における死亡災害発生状況 (1月～9月・速報値)

### 1. 業種別発生状況



◎建設業の死亡災害は、前年同期に比べ20人減少している。全産業に占める比率は、34.1%(前年同期33.7%)となっている。

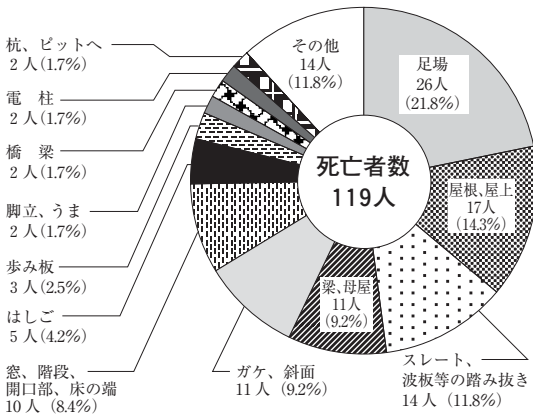
### 2. 災害の種類別発生状況



◎死亡災害を種類別に見ると、墜落・転落災害が119人(41.0%)と依然として高い比率を占めており、次いで建設機械・クレーン等による災害が41人(14.2%)を占めている。

### 3. 三大災害発生状況

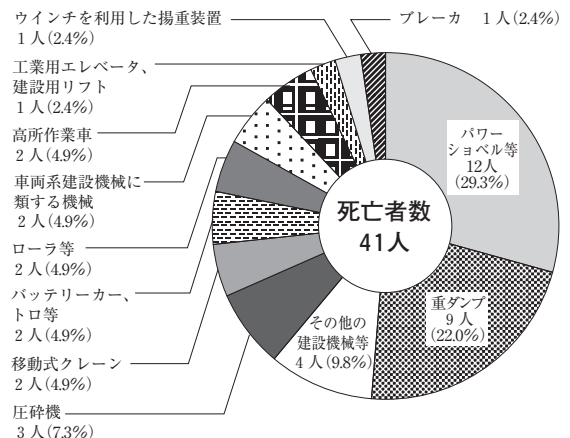
#### ◎墜落・転落災害



◎墜落・転落災害は前年同期より23人減少して119人となり、死亡災害全体に占める比率は、前年の45.8%から41.0%となった。

- スレート等の踏み抜きは、前年より3人増加
- 屋根・屋上からは、前年より2人増加 (建物解体、改修工事における墜落が目立つ)
- 開口部・作業床端等からは、9人減少

#### ◎建設機械・クレーン等災害



◎建設機械・クレーン等災害は13人減少し、41人となっている。

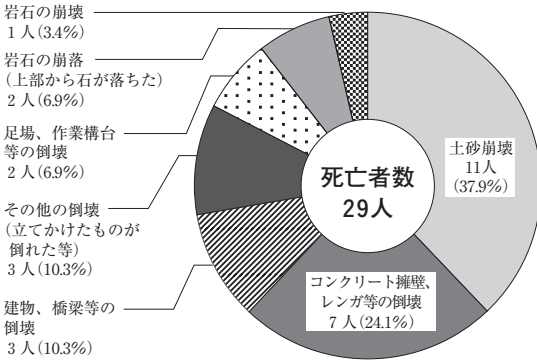
#### ◎木造建築工事における死亡災害発生状況

	平成20.10.7現在	合計	割合 (%)	前年同期	増減
足場	6	20.69	7	-1	
歩み板	0	0.00	1	-1	
はしご	2	6.90	0	2	
屋根、屋上	7	24.14	4	3	
梁、母屋	4	13.79	6	-2	
窓、階段、開口部、床の端	2	6.90	4	-2	
その他の機械設備	0	0.00	1	-1	
墜落計	21	72.41	23	-2	
木造家屋建築工事計	29	100.00	26	3	

◎木造家屋建築工事における墜落・転落災害は、前年より2人減少して、墜落・転落災害全体に占める比率は約17.7%となっている。

- 屋根からの墜落は、3人増加
- はしごからの墜落は、2人増加

### ◎倒壊・崩壊災害

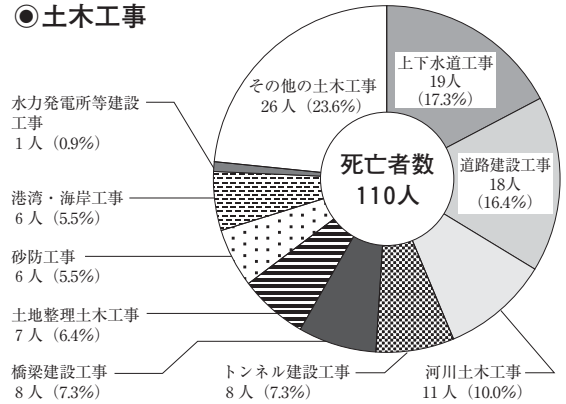


◎倒壊・崩壊災害は、前年より3人増加した。

- 土砂崩壊は、3人減少
- コンクリート擁壁等の倒壊は、3人増加
- 建物等の倒壊は、3人増加

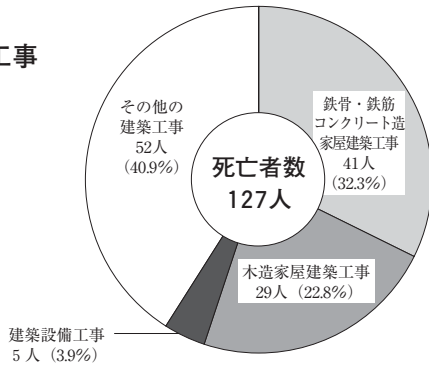
### 4. 工事の種類別発生状況

#### ◎土木工事



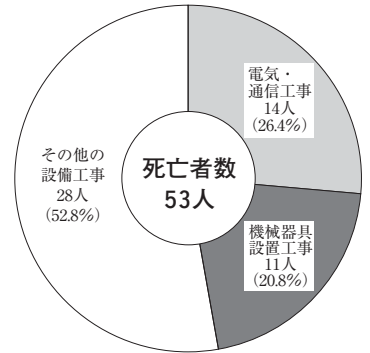
◎道路建設工事・上下水道工事及び河川土木工事における死亡災害が、48人で土木工事全体の43.6%を占めている。道路建設工事では、10人減少したが、上下水道工事で3人、河川土木工事で3人増加している。

#### ◎建築工事



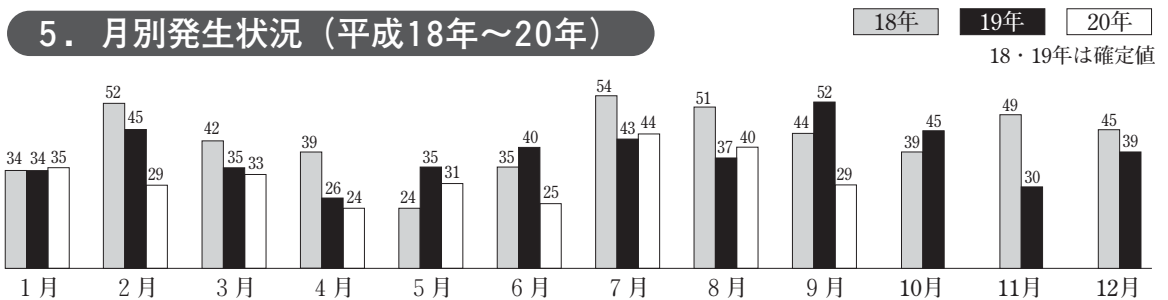
◎鉄骨・鉄筋コンクリート工事では、前年より11人減少し、41人となっている。

#### ◎設備工事



◎設備工事では、前年より17人減少して、53人となっている。

### 5. 月別発生状況 (平成18年～20年)



◎毎年、死亡災害は、2、3月、7、8月、11、12月に多発する傾向がある。

### 6. 業種・事故の型別重大災害発生状況

	爆発	破裂	土砂災害	落盤	雪崩	倒壊	墜落	クレーン等	交通事故	火災・高熱物	中毒・薬傷	電気	海難	その他	合計
全産業	9	2	1	0	0	8	1	1	81	13	43	0	1	22	182
	[8]	[2]	[1]	[0]	[0]	[8]	[1]	[1]	[96]	[4]	[36]	[0]	[0]	[13]	[175]
建設業	1	1	1	0	0	8	1	1	30	3	9	0	0	5	60
	[0]	[1]	[2]	[0]	[0]	[1]	[6]	[0]	[36]	[0]	[12]	[0]	[0]	[1]	[59]

◎重大災害は、60件 (死傷者265人 (うち死亡27人)) となっていて前年同期より1件、死傷者20人 (うち死亡14人) 増加している。

◎一酸化炭素中毒、足場の倒壊等による被災が目立つ。

# 平成20年度 建設業年末年始労働災害防止強調期間用品等

2008. 12. 1～2009. 1. 15

## 年末年始ポスター

No.2 まおみ



B2判（73×52cm）¥170

- ・No.1 着物（コードNo.760301）  
（表紙）（モデル 宮本真希）
- ・No.2 まおみ（コードNo.760302）  
（モデル 優木まおみ）

※社名印刷各種類50枚以上（有料）

## 年末年始のぼり

コードNo.880410

ポリエステル製

（240×70cm）¥1,530

※社名印刷5枚以上（有料）



## 新刊図書

専門工事業者のためのリスクアセスメントの手引



型枠工事業編（左写真）

No.101001 41ページ

電気工事業編

No.101002 32ページ

管工事業編

No.101003 39ページ

鉄筋工事業編

No.101004 42ページ

塗装工事業編

No.101005 54ページ

各A4版 各¥1,000

リスクアセスメントの進め方、リスクアセスメントによる作業手順作成のモデルを各工事業毎に特化してまとめています。

## 年末年始ワッペン



コードNo.780430

ビニール製（7.5×6cm）

10枚1組 ¥820

※社名印刷50組以上（有料）

他に、年末年始横幕、年末年始タオル、安全旗、労働衛生旗等をご用意しております。

お申し込み、お問い合わせは「本部企画開発課」、東京以外の方は「最寄りの支部」へお願いいたします。

TEL 03-3453-3391 FAX 03-3453-5735（企画開発課）<http://www.kensaibou.or.jp>

※本実施要領のお問い合わせは「本部広報課（03-3453-8201）」か「最寄りの支部」へお願いいたします。